

## 平成30年度 広島県立大竹高等学校「運動部活動に係る活動方針」

### 1 基本方針

- (1) 生徒がスポーツを楽しむ・味わうことで運動習慣を身に付け、生涯にわたって心身の健康保持と、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を養う。
- (2) 生徒が、目標達成のために仲間と協力しながら主体的に活動し、良好な人間関係を形成することで、自主性や協調性、責任感、連帯感を身に付ける。

### 2 適切な運用のための体制

- (1) 運動部顧問は、「運動部活動に係る活動方針」に則り、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のホームページに掲載することにより公表する。
- (3) 校長は、各部活動の状況を踏まえて、各部に複数人配置するとともに、専門性の高い技術指導における外部人材を積極的に活用する。外部人材の活用には、学校の指導目標や方針、指導内容・方法等十分な理解と情報共有を得て行う。

### 3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は安全な活動を実現するため、健康観察や関係施設・設備・用具の安全確認等により、疾病や事故の未然防止に努める。
- (2) 部活動顧問は、効果的な指導やスポーツ障害の防止に向けて、スポーツ医・科学の研究成果を積極的に習得し、活用に努める。
- (3) 部活動顧問は、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒にとって活動が精神的・肉体的に過度の負担とならないよう留意する。

### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の活動については、原則、次のとおりとする。
  - ア 平日は定時退校日（月曜日）を休養日とし、週末は原則1日の休養日とする。ただし、週末に活動した場合は、休養日の週平均2日が年間で確保できるよう、休養日を他の日に振り替えるものとする。
  - イ 平日の活動時間は2時間程度とし、学校の休業日の活動時間は3時間程度とする。
  - ウ 活動時間の基準は、活動する施設・場所等各部活動の状況に配慮し、生徒の実質的な活動時間とする。
- (2) 長期休業中の活動については、原則、次のとおりとする。
  - ア 学期中に準じた扱いとする、休養日の設定は各部活動で設定する。
  - イ ある程度長期の休養期間を設ける。
  - ウ 活動時間は、学期中の学校の休業日に準じた扱いとする。
- (3) ただし、年間の活動時間は週平均16時間未満とすることができる（学校で参加する大会等の活動時間を除く）。

### 5 学校単位で参加する大会等

- 学校単位で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。
- (1) 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催、共催、後援する競技会。
  - (2) その他の団体が主催する大会等への参加については、その意義等を踏まえて協議する。